

テーマ：2026年度税制改正大綱（個人関連）

2026年度の税制改正大綱が公表されました。個人に関連する主な改正はつぎのとおりです。

制度	項目	内容
高額所得者 負担適正化の 見直し	概要	<ul style="list-style-type: none"><li>高所得者層は株式譲渡益や配当等の分離課税（所得税 15.315%＋住民税 5%）の割合が高いため、税負担公平性から、高額所得者の税負担をさらに強化する</li></ul>
	改正点	<ul style="list-style-type: none"><li>下記算式で計算した税額を所得税に上乗せ</li></ul> <p><b>【現状】</b> (基準所得金額*1－3.3億円) × 22.5%－基準所得税額*2</p> <p><b>【2027年1月より】</b> (基準所得金額*1－1.65億円) × 30%－基準所得税額*2</p> <p>*1 総所得金額及び分離課税の各種所得金額を合計したもの *2 確定申告した所得税と、確定申告不要を選択した所得の源泉徴収額の合計額（復興特別所得税含む）</p>
	留意点	<ul style="list-style-type: none"><li>多額の株式譲渡所得や退職所得、不動産譲渡所得が発生する場合は本改正の影響を受ける可能性あり</li><li>その年の所得が株式の分離課税の譲渡益のみの場合、約 3.37 億円超の譲渡益で本制度適用対象</li><li>特定口座（源泉徴収あり）で申告不要を選択している譲渡益・配当所得も計算に含める必要あり</li></ul>
貸付用不動産 の相続税評価	概要	<ul style="list-style-type: none"><li>貸付用不動産の市場価格と通達評価額のかい離を利用して、相続税を圧縮する事例に対応するため、評価方法を見直す</li><li>適用時期は、2027年1月1日以後の相続・贈与</li></ul>
	被相続人が 取得等した 一定の貸付用 不動産	<ul style="list-style-type: none"><li>相続開始前5年以内に取得等した貸付用不動産</li></ul> <p><b>【評価方法】</b> 取得価額×80%</p>
	不動産小口化 商品	<p><b>【評価方法】</b> 取得時期は問わず、「通常の取引価額に相当する金額」</p>
暗号資産の 分離課税化	概要	<ul style="list-style-type: none"><li>暗号資産の課税方式を、総合課税（原則：雑所得）から、税率 20.315%の分離課税（譲渡所得）へ見直す</li></ul>
	留意点	<ul style="list-style-type: none"><li>暗号資産の譲渡損失は、翌年以後3年以内に暗号資産に係る譲渡所得等の金額から控除可能</li></ul>

**お見逃しなく！**

NISA口座は、18歳以上が口座開設可能な年齢でしたが、2027年1月1日以降は年齢制限を撤廃し、0歳から口座開設可能となり、年間60万円(非課税保有限度額600万円)を上限に投資が可能となります。